

インフルエンザ予防接種補助実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人埼玉県教職員互助会運営規則(昭和47年7月1日施行。以下、「運営規則」という。)第2条第1項第1号イの規定に基づき実施する「インフルエンザ予防接種補助」事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の趣旨)

第2条 次条に定める補助対象者が、医療機関においてインフルエンザ予防接種を受けた場合、その費用の一部を補助することにより、会員の健康管理及び子育ての一助とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象は、以下の者とする。

- (1) 接種時に、運営規則第7条第1項に定める会員の被扶養者である、中学校3年生までの者。
- (2) 接種時に、運営規則第7条第1項第3号及び第4号に定める会員である者。

(補助額)

第4条 会員の補助額は、1,000円とする。会員の被扶養者である中学校3年生までの者の補助額は、補助対象者1人につき、2,000円とする。

ただし、予防接種の自己負担額3,000円以上(1回の負担額が3,000円に満たないときは2回の合計)の場合に限る。

(補助対象接種期間)

第5条 補助対象となる接種期間は、当該年度の9月1日から翌年2月末日までとする。

(補助回数)

第6条 補助回数は、補助対象者1人につき、当該年度内1回とする。

(請求方法)

第7条 インフルエンザ予防接種補助を請求しようとする会員は、「インフルエンザ予防接種補助請求書」に次条の添付書類を添え、一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長に提出しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、総務事務システムの対象となる請求者については、「インフルエンザ予防接種補助請求書」に替え、「総務事務システム添付書類送付票兼請求書」を提出しなければならない。

(添付書類)

第8条 「インフルエンザ予防接種補助請求書」には、インフルエンザ予防接種を受けた際に医療機関から発行される、次の項目が全て確認できる領収書又はレシート(写し可)を添付しなければならない。

- (1) インフルエンザ予防接種を受けた者の氏名(フルネーム)
- (2) インフルエンザ予防ワクチン接種であること(予防接種代のみでは不可)
- (3) 接種年月日
- (4) 支払金額
- (5) 医療機関の名称

- 2 領収書等に予防接種名の記載がない場合、次のいずれかの方法によることができる。

- (1) 領収書の余白部分に医療機関で予防接種名を記載してもらう。

(2) 「接種済証」、インフルエンザ予防接種と明記されている「診療明細書」又は「母子手帳」を添付する。

3 前項(2)に定める添付書類は写しでも可とする。

4 複数名分を一括金額で発行している領収書の場合、内訳(接種者氏名、接種日、費用の単価、ワクチン名)を医療機関で記載してもらわなければならない。

5 クレジットカードを利用した場合は、支払の際に交付される売上票のほか、第1項に掲げる項目が全て確認できる書類を添付しなければならない。

6 1回の接種が3,000円未満で、2回の接種の合計で3,000円以上となる場合は、2回分の領収書等を添付しなければならない。

ただし、領収書等の合計金額が3,000円未満の場合は、補助対象とならない。

(請求書の提出期限等)

第9条 請求書の提出期限は、毎月15日とし、翌月の21日に登録口座に送金する。

また、領収書で確認できる受診日の属する年度の3月15日(必着)を最終の提出期限とする。

ただし、これらの日が休日等の場合は、前日とする。

(その他)

第10条 その他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。